

保安規程変更届出書

原管発官R5第 17号
令和5年 4月 19日

原子力規制委員会 殿
経済産業大臣 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
変更年月日	令和5年 4月 1日

変 更 内 容

- (1) 保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕に係る記載について、別添1の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表の改定後欄のとおり変更する。

別添 1

保安規程〔電氣事業用電氣工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表

保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]改定前後表

改定前	改定後	説明
<p data-bbox="510 443 728 472">保安規程</p> <p data-bbox="365 534 873 563">[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]</p> <p data-bbox="477 975 748 1019">令和4年 5月 16日</p> <p data-bbox="405 1098 840 1126">東京電力ホールディングス株式会社</p>	<p data-bbox="1361 451 1592 480">保安規程</p> <p data-bbox="1211 539 1742 568">[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]</p> <p data-bbox="1323 970 1608 1015">令和5年 4月 1日</p> <p data-bbox="1249 1094 1706 1123">東京電力ホールディングス株式会社</p>	<p data-bbox="1877 991 1989 1019">改定日変更</p>

保安規程「電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)」改定前後表

改定前	改定後	説明
<p>※4</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安総括 G (原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う) タービン G (原子炉施設のうちタービン設備に係る施設管理に関する業務を行う) 原子炉 G (原子炉施設のうち原子炉設備に係る施設管理に関する業務を行う) 高経年化評価 G (原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る施設管理並びに原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括に関する業務を行う) ※5 電気機器 G (原子炉施設のうち電気設備に係る施設管理に関する業務を行う) 計測制御 G (原子炉施設のうち計測制御設備に係る施設管理に関する業務を行う) 環境施設 G (廃棄物処理設備の施設管理に関する業務を行う) ※5 環境施設アジャスト G (廃棄物処理設備の改良工事に関する業務を行う) ※5 シフトエンジニアリング G (保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う) 電子通信 G (電子通信設備の運用・施設管理に関する業務を行う) ※5 直営作業 G (原子炉施設の直営作業の総括に関する業務を行う) ※5 土木 G (原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う) ※5 建築 G (原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う) ※5 モバイル設備管理 G (可搬型重大事故等対処設備等に係る施設管理に関する業務を行う) ※5 ソフトウェアエンジニアリング G (発電所における設計管理及び構成管理の総括に関する業務を行う) ※5 <p>※5：それぞれ1グループで1～7号機を所管する。(所管する号機が第一及び第二保安部に係ることから、便宜上両部に記載している。)</p> <p>(注)当社の電気工作物を設置する事業所に、当社以外の者が別途当社と保守協定を締結して電気工作物を設置した場合、その箇所を除く。</p>	<p>※4</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安総括 G (原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う) タービン G (原子炉施設のうちタービン設備に係る施設管理に関する業務を行う) 原子炉 G (原子炉施設のうち原子炉設備に係る施設管理に関する業務を行う) 高経年化評価 G (原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る施設管理並びに原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括に関する業務を行う) ※5 電気機器 G (原子炉施設のうち電気設備に係る施設管理に関する業務を行う) 計測制御 G (原子炉施設のうち計測制御設備に係る施設管理に関する業務を行う) 環境施設 G (廃棄物処理設備の施設管理に関する業務を行う) ※5 環境施設アジャスト G (廃棄物処理設備の改良工事に関する業務を行う) ※5 シフトエンジニアリング G (保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う) 電子通信 G (電子通信設備の運用・施設管理に関する業務を行う) ※5 直営作業 G (原子炉施設の直営作業の総括に関する業務を行う) ※5 土木 G (原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う) ※5 建築 G (原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う) ※5 モバイル設備管理 G (可搬型重大事故等対処設備等に係る施設管理に関する業務を行う) ※5 ソフトウェアエンジニアリング G (発電所における設計管理及び構成管理の総括に関する業務を行う) ※5 安全施設エンジニアリング G (安全施設に係る施設管理に関する業務を行う) ※5 <p>※5：それぞれ1グループで1～7号機を所管する。(所管する号機が第一及び第二保安部に係ることから、便宜上両部に記載している。)</p> <p>(注)当社の電気工作物を設置する事業所に、当社以外の者が別途当社と保守協定を締結して電気工作物を設置した場合、その箇所を除く。</p>	<p>保安規定の保安に関する組織、職務の変更に伴う反映</p>

添 付 書 類

添付書類 1 : 変更理由

変 更 理 由

- (1) 原子炉施設保安規定の保安に関する組織，職務の変更に伴う反映のため。